

## 尾鷲市農業委員会 令和6年5月定例会 議事録

1. 開催日時：令和6年5月7日（火）午前10時00分から午前10時40分

2. 開催場所：尾鷲市立中央公民館1階小会議室（円卓）

3. 出席委員（8名）

会長	6番	高村	敦夫
委員	1番	船津	貫一
	2番	野田	泰史
	3番	黒	次美
	4番	塩津	史子
	5番	庄司	和稔
	7番	野地	長生
	8番	大川	治夫

農地利用最適化推進委員	北村	都志雄
	濱野	薫久

4. 欠席委員

5. 議事日程

1. 農地法第4条の規定による許可について
2. 農地法第3条の規定による許可について
3. 非農地証明願いについて
4. その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	芝山	有朋
事務局次長	野田	憲市
事務局書記	川村	星太

## 7. 会議の概要

議長

定刻となりましたので5月の農業委員会を始めますのでよろしくお願いいたします。それでは早速ですが、本日の署名委員を指名させていただきます。2番の〇〇さん、3番の〇〇さん、よろしくお願いいたします。

議案第1号に入ります。農地法第4条の規定による許可について審議していきます。事務局からお願いします。

事務局

議案第1号農地法第4条の規定により許可について説明させていただきます。番号は1番、所在は〇〇の〇〇番地〇〇で地目は畑です。面積は〇〇m<sup>2</sup>です。申請人は尾鷲市〇〇の〇〇番地〇〇号の〇〇さんです。申請理由といたしましては、〇〇が運営する〇〇および職員の駐車場として利用するために申請が上がっております。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、〇〇委員さんお願いします。

〇〇委員

まず申請地なのですが8ページの位置図をご覧ください。向井地区内の地図で〇〇の横の道を上に上がって行って〇〇を突き当たったところの左側の土地が申請地となっております。5ページの公図を見てください。5ページの公図で〇〇、これが申請の地番で〇〇m<sup>2</sup>あるのですが、これの一部〇〇m<sup>2</sup>を利用して駐車場として借りたいということです。それから9ページへ行ってください。このページには土地利用計画図が載っていますが、これは横にして見てください。掘削を指導した後、北側と西側の一部に大型土嚢を設置して、土留を行って平地を作るということです。一応駐車場としては10台程度を予定していると思います。

あとこれに付随した資料で2ページ3ページをご覧ください。事業計画書が載っています。それから9から10ページでは自治会の収支決算報告書と出納長が載っております。それから12、13では造成に対する見積金額と内訳書が添付されております。14ページに上申書がついていますがこれで示しているように、〇〇の所有する今回の申請地は、〇〇名義では登記ができません。そのため当時の〇〇の名前で登記名義人として

登記をしております。最後のページには現況写真の方が添付されておりますので見てください。以上の内容で審査をお願いします。

議長

はい、紹介が終わりました。なにかご質問等があればお願いします。

〇〇委員

よろしいですか。ここは農用振興地のエリアには入っていないのですか。

事務局

入っていないです。

〇〇委員

分かりました。

議長

そのほかになにかございませんか。では、採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、挙手全員。これにて許可いたします。

続きまして、議案第2号の農地法第3条の規定による許可についてご審議願います。では、事務局の方からお願いします。

事務局

議案第2号の説明をさせていただきます。農地法第3条の規定による許可について説明させていただきます。番号は1番、所在は尾鷲市〇〇の〇〇番〇〇で地目は畑です。面積は〇〇m<sup>2</sup>です。譲渡人は滋賀県〇〇の〇〇丁目〇〇番〇〇号〇〇の〇〇さんです。譲受人は尾鷲市〇〇の〇〇番〇〇号の〇〇さん、〇〇さんです。申請理由といたしまして、譲渡人は遠方

に住んでおり耕作することができないためと所有権の移転により当該農地を取得し、耕作するため申請が上がっております。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしくお願いします。

議長

はい、それでは〇〇委員さんに農地法3条の規定による許可について説明していただきます。

〇〇委員

内容につきましては事務局から説明のあった通りです。滋賀県〇〇に在住の〇〇さんが、尾鷲市〇〇に所有している1筆〇〇m<sup>2</sup>の休耕農地を尾鷲市〇〇の〇〇番〇〇号の〇〇さんと〇〇さんが共有で購入取得しこはな、しきみを栽培しようとするものです。耕作地までは、徒歩1分たらずの場所で11ページの現況写真では市道とJR紀勢線間の土地です。9ページの地図上の赤丸で記した場所は〇〇です。〇〇から北側へ約400m離れています。なお、8ページには営農計画書が添付されております。ご審議願います。

議長

はい、紹介が終わりました。なにか質問はありませんか。  
ないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手ということですのでこれにて許可いたします。ありがとうございます。

続きまして、議案第3号非農地証明願いについてお願いします。

事務局

では議案第3号非農地証明願いについて説明させていただきます。  
番号は1番、所在は尾鷲市〇〇の〇〇番、〇〇番〇で、地目は畑です。面積は合計で〇〇m<sup>2</sup>です。申請人は滋賀県〇〇の〇〇丁目〇〇番〇の〇〇の〇〇さんです。申請理由といたしましては昭和40年11月18日父親から〇〇へ相続し、農地法の許可が必要な事を知らなかったため申請に至りました。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしくお願いします。

〇〇委員

概要につきましては、ただ今事務局から説明があったとおりです。土地所有者の滋賀県大津市に在住の〇〇さんは、4ページの公図の〇〇番〇〇m<sup>2</sup>と〇〇番〇の〇〇m<sup>2</sup>の地目畑に父親が昭和32年住宅を建築したままで4ページの全部事項証明書等に記載されておりますように昭和40年11月18日に相続し現在に至っているため非農地証明願を申請するものであります。8ページの航空写真の赤丸で記したところの写真で9、10ページの現況写真となっております。なお、固定資産税は7ページの名寄り帳の黄色で記している地番で宅地として課税されています。

申請場所は、先ほど説明した3条申請の場所と同じで地番等も隣接しており、〇〇から約400m離れた土地です。ご審議をお願いします。

議長

はい、説明が終わりました。それでは質問がありましたらお願いします。

〇〇委員

ここは宅地になっているのですね。

〇〇委員

はい、既に宅地課税されています。これは毎年1月1日に現況を見て判断するのです。もう宅地課税で農地ではないということの証明になるわけです。

議長

はい、ほかになにかございませんか。では、非農地証明願いの発行に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。これにて許可いたします。  
では、議案第4号の説明をお願いします。

事務局

番号2番所在は尾鷲市〇〇の〇〇番〇で、地目は畑です。面積は〇〇です。申請人は三重県津市〇〇の〇〇番〇〇号の〇〇さんです。申請理由といたしましては、平成11年に相続登記した、願い出地は畑として利用しておらず、居宅と物置の敷地として利用していて、耕作できる状態ではない。固定資産税も宅地として課税されているため、非農地証明の申請が上がってきております。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしくお願ひします。

〇〇委員

それでは、9ページの航空写真をご覧ください。申請地なのですが、この右下の〇〇の前の〇〇を〇〇側に行き〇〇をおりてもらって左に少し行ったところが申請地となっております。続いて4ページをご覧ください。この申請地〇〇、〇〇m<sup>2</sup>は事務局から説明があったように申請人が平成11年に相続する。ですが大木のある敷地として利用されおり現況は非農地状態となっており、また6ページには納税通知書が添付されており、固定資産税は宅地として課税されているということです。現況写真なのですが、10ページから13ページに添付されております。11ページからはそれぞれの方向から撮った写真で現況写真のような状況を踏まえた上で非農地証明のお願いをしたいということです。

議長

はい、紹介が終わりました。なにか質問がありましたら挙手をお願いします。

〇〇委員

ございません。

議長

はい、異議なしの声もありましたので賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、挙手全員これにて承認いたします。ありがとうございます。

以上で審議案件は終わりましたが、第4号のその他について事務局から何

かございませんか。

事務局

ここで一旦議事はさらせてもらいます。

議長

それでは、令和6年5月の農業委員会をこれにて閉会いたします。ありがとうございました。



議事録署名委員

議事録署名委員